地方自治法施行令第１６７条の２第１項第３号の規定による随意契約に係る見積書の提出について

地方自治法施行令第１６７ 条の２第１項第３号の規定による随意契約のため、見積書の提出を受けることとしましたので、下記のとおり公表します。

令和８年１１月２日

経営管理部長

記

業務名称及び内容等 （１）名称 （２）物品調達又は業務内容 （３）物品調達時期又は履行期間 （４）履行場所 （５）その他	 （１）令和８年度緑地管理業務 （２）山口県産業技術センターの敷地南側に位置する斜面の除草、同東側に位置する斜面の除草・一部樹木伐採、新事業創造支援センター周辺の除草、北側駐車場横の除草作業。除草した草等の敷地内への集積。 （３）令和８年１１月頃～令和９年２月頃 （４）宇部市あすとぴあ四丁目　地内 （５）詳細は仕様書のとおり（なお、仕様書は総務・人事グループ窓口にて配付します。仕様書の配布後、希望があれば現場説明を行います。）
見積書を提出させる者の選定に係る基準（契約申込に要する資格）	○障害者総合支援法に規定する ・障害者支援施設 ・地域活動支援センター ・障害福祉サービス事業を行う事業所 として指定されている施設 ○障害者基本法に規定する小規模作業所 ○上記施設に準ずる者として、知事の認定を受けた者 ○山口県内に事業所を有すること
契約相手方の決定の方法	（１）見積合わせを行い、予定価格の制限の範囲内で最低価格を提示した者を契約の相手方とする。 （２）見積書の提出が１者のみであった場合は、予定価格の制限の範囲内であるかを確認の上、当該の者を契約の相手方とする。
見積書の提出方法	以下により見積書を提出すること （１）提出期限 令和８年１１月１１日午後５時 （２）提出先 住所：宇部市あすとぴあ四丁目１番１号 所属：地方独立行政法人山口県産業技術センター 総務・人事グループ 連絡先：０８３６－５３－５０５０